

麻生太郎総理大臣の集団的自衛権の行使に係る憲法解釈変更についての発言に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月二日

藤末健三

参議院議長 江田五月 殿

麻生太郎総理大臣の集団的自衛権の行使に係る憲法解釈変更についての発言に関する質問主意書

麻生太郎総理大臣が、本年九月二十五日に国連総会における演説の後、「集団的自衛権の行使を禁じた憲法解釈について『基本的に変えるべきものだ。ずっと同じことを言っている』と記者団に述べ、行使を可能にするよう見直すべきだとの考えを示した」との報道がなされた。

総理大臣就任直後であり、かつ国連総会という国際的にも注目されている会議における演説後の発言ということもあり、この発言は非常に大きな関心を国内外に呼ぶことになったと考えられる。

そこで、以下質問する。

一 現行憲法は集団的自衛権の行使を禁じていると理解しているが、麻生総理大臣の考えを明確に示された
い。

二 安倍元総理の在任中に組織された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が、福田前総理の在任中に報告書を提出しているが、麻生総理大臣は政府としてどのようにこの報告書を取り扱っていくのか示されたい。

右質問する。

